

組織の力で中小企業を活性化!!

～中小企業組合制度について～

沖縄県は99%以上が中小企業で占められています。特に本県の場合、零細企業が多く厳しい経営状況にある中小企業が多いのが実情です。一人一人の力は弱くても、他社と連携し組合を設立することで協同の力を持つことが出来れば、この厳しい状況を乗り越え、競争に打ち勝つことも可能です。あなたの会社も中小企業組合を設立してみませんか？

【主な組合制度の種類】

○事業協同組合

中小企業者が互いに協力し、相互扶助の精神に基づいて協同で事業を行い、経営の近代化・合理化と経済的地位の向上・改善を図るための組合です。組合の設立も4人以上集まればよく、気心の合う同じニーズをもった事業者だけで比較的自由に設立でき、中小企業者にとって設立しやすい組合として広く普及しています。



○企業組合

個人事業者や労働者などが4人以上集まり、個々の資本と労働を組合に集中して、組合の事業に従事し、組合自体が一つの企業体となって事業活動を行う組合です。事業者に限らず労働者や主婦、学生なども組合員として加入することができ、その行う事業が限定されないことから、安定した自らの働く場を確保するのに適しています。



このほか、協業組合、商工組合、商店街振興組合などの組合制度があります。

【主な組合設立のメリット】

- ①取引条件の改善、販売促進、資金調達の円滑化、情報・技術・人材・マーケティング等の充実、生産性の向上等により経営の近代化・合理化を図ることができます。
- ②沖縄県では中小企業組合のための県単融資制度（組織強化育成資金）を設けており、低利で融資を受けることができます。
- ③中小企業者の個々の意見や要望事項を組合でまとめることにより、国等の施策に反映させることができるとともに、組合を通じてより多くの中小企業施策を利用することが可能になります。

組合を設立したいと考えている方は、お気軽にご相談下さい



沖縄県中小企業団体中央会

・那覇市字上之屋303番地8

TEL098-860-2525 FAX098-863-2526

<http://www.ocnet.or.jp>

